

令和6年度
事業計画書

社会福祉法人西海市社会福祉協議会

使命

1. 西海市社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とします。

<経営理念>

西海市社協は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき、事業を展開します。

- (1) 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- (2) 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- (3) 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- (4) 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- (5) 持続可能で責任ある自律した組織経営

2. 事業を展開するために以下のような組織運営を行います。

<基本方針>

西海市社協は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づく以下の基本方針により経営を行います。

- (1) 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正性の確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図ります。
- (2) 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底します。
- (3) 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。
- (4) 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

重点事業

1. 「地域の福祉力」の充実と「多様化する福祉課題」への対応のため、行政区長、民生委員・児童委員、福祉推進員、福祉施設、福祉団体等と連携し、地域福祉を推進します。
2. 第3期西海市地域福祉活動計画の推進に向けて、市民、市役所、関係機関等と連携を図りながら取り組みます。
3. 居場所・交流・つながり事業を継続して実施し、市内全域へ拡大していきます。
4. 保健・医療・介護・予防・住まい・生活支援等のサービスを地域包括支援センター等と連携を図り、地域組織化、配食事業、見守り、権利擁護等を推進します。
5. 地域共生社会を目指し、ボランティアセンターの機能強化を図ることで、市民参加活動の支援や福祉教育を推進します。
6. 横瀬保育所の健全な経営と、地域や保護者と一体となって子どもの育ちを支える保育環境を整えます。
7. 介護保険法に基づく事業の健全な経営に向け、サービス内容の検討や業務の効率化を図り、利用者には選ばれるサービスを提供します。
8. 西海市からの指定管理事業、受託事業の健全な経営と円滑な推進に努めます。

事業推進計画

【第3期地域福祉活動計画 対応番号】

I 法人運営

1. 社会福祉協議会の基盤整備と活動基盤の強化

- (1) 理事会、評議員会の運営及び監査の実施
- (2) 財務運営・管理
 - ①中長期経営計画の策定
- (3) 自主財源確保に向けた体制づくり
 - ①社協会員制度の理解と加入促進
 - ②クラウドファンディングの取組み
- (4) リスク管理やコンプライアンスに関する管理体制の整備 【1-(4)-②】
- (5) 計画的な採用・異動・人事考課等の人事管理
- (6) 研修・能力開発等の計画的な人材育成
 - ①WEB研修の実施
 - ②専門分野に応じた研修受講
 - ③実習生の受入
- (7) 所轄庁への届出や対外的な法的対応を行う法務に関する業務
- (8) 労働法制に基づいた労務管理

(9) 委員会の設置

①感染対策委員会

感染症対策を強化するため、介護部門や保育所等と包括的に感染対策委員会を開催し、研修や訓練を実施します。

②虐待防止委員会

虐待防止を推進するため、介護部門や保育所等と包括的に虐待防止委員会を開催し、研修や訓練を実施します。

(10) BCP（事業継続計画）の見直し

①感染症及び災害に備えたBCPの見直し

(11) 情報発信機能の強化 【1-(2)-②・③、1-(4)-⑤、2-(1)-②、3-(1)-③・④、3-(2)-①、3-(3)-②、3-(4)-①、4-(1)-①】

福祉関係の情報提供や社協の取り組み等を、わかりやすく発信することで市民の福祉意識の高揚と社協に対する理解と協力を得ることを目的として、広報誌の発行やウェブサイト等の運営を行います。

①広報誌の隔月発行（各世帯のほか医療機関・金融機関・福祉事業所等に配布）

②広報誌広告協賛企業の募集

③ホームページの運営・管理

④フェイスブック、インスタグラム等のSNSの運営・管理

(12) 第7回西海市社会福祉大会の開催

(13) 崎戸社会福祉センターの移転

現在の崎戸社会福祉センターの老朽化に伴い、旧西海市立蛸浦保育所を一部改修し移転します。

II 地域福祉活動の推進 【3-(4)-③】

地域住民や多様な組織・関係者の連携・協働による地域生活課題の解決や地域づくりに向けた取り組みの支援、福祉教育・ボランティア活動を通じた地域住民の主体形成、地域の組織・関係者の協働を促進し、地域福祉推進の中核的な役割を果たします。

1. 地域福祉活動の充実・促進

(1) 第3期西海市地域福祉活動計画の推進・評価

令和3年度から令和7年度までの第3期西海市地域福祉活動計画の推進を市や関係機関・団体等と連携を図りながら推進します。年1回策定評価委員会において進捗状況を評価し、地域福祉課及び支所職員で構成する6つの作業部会（①福祉推進員・地域福祉連絡会、②ボランティア、③災害ボランティア、④支所機能・相談機能、⑤出前・体験・交流、⑥広報）を中心に具体的方策を検討し、取り組んでいきます。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民	通年	社協会費

(2) 地域福祉連絡会の開催

【1-(1)-①・②・③、1-(4)-③、2-(1)-①・③、3-(2)-③・⑤、3-(4)-②】

行政区長、民生委員・児童委員、福祉推進員等と連携を図りながら、80地区で「地域福祉連絡会」を開催し、地域生活課題の把握を行い、解決に向けて取り組みます。「地域福祉連絡会」を設置した目的を再確認したうえで、再度地域住民にその目的をしっかりと説明できる資料を作成し、理解と協力を得ながら、支援していきます。

行政区長、民生委員・児童委員、福祉推進員の3者での合同研修を開催します。

【対象】	【時期】	【開催回数】	【財源内訳】
市民	通年	各地区 年1～2回	社協会費

(3) 福祉推進員活動の推進

【1-(1)-①、1-(3)-①、2-(1)-③、3-(2)-③、3-(2)-⑤、3-(4)-②】

多様化している地域問題を早期発見・解決するために、行政区長や民生委員・児童委員と連携を図りながら、福祉推進員活動を推進します。

2年の任期ごとに交代する地域が多く、各地区福祉推進員会役員選出が難しい状況もあり、今後検討していきます。

①福祉推進員への情報提供

②地域の福祉課題の把握

③見守り活動の強化

④市福祉推進員連絡協議会及び各地区福祉推進員会の活動支援

【対象】	【時期】	【財源内訳】
福祉推進員	通年	社協会費

(4) ひきこもりの方やヤングケアラーの把握と支援 【1-(4)-④】

制度の狭間にいるひきこもりの方やヤングケアラーについて、昨年度実施した調査結果を元に、地域での理解が進んでいくように支援します。引き続き、地域福祉連絡会等で状況把握に努め、関係機関と連携しながら、見守りが途切れないようにしていきます。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民	通年	共同募金助成金等

(5) イベント等用具貸与事業 【3-(3)-②】

自治会や福祉団体等が行う交流活動や福祉活動に対し、社協が保有するレクリエーション用具等を貸し出し、地域行事等を支援します。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民	通年	共同募金助成金

(6) 福祉出前講座の実施 【1-(2)-①、3-(1)-①】

市民のニーズに合わせた福祉講座を開き、社協職員が地域に出向いてサロンなどの地域交流活動の支援を行い、市民が福祉やボランティア等の理解や関心を深める機会をつくります。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民	通年	共同募金助成金等

(7) 配食事業の推進

**①西海市地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業（配食サービス事業）
＜市受託事業＞**

在宅のひとり暮らし高齢者等が安心して健康な生活ができるように食関連サービスの利用調整と配食サービスを行うことにより、食生活の改善と健康増進を図り、食を通して在宅での自立支援と安否確認を行います。

【対象】	【財源内訳】
要介護者・事業対象者・要支援者	市受託金収入・利用料収入

②西海市障がい者配食サービス事業＜市受託事業＞

在宅で心身の障がい、疾病等の理由で、調理が困難な障がいのある方に対し、食事を提供することにより、障がいのある方の自立支援と安否確認を行います。

【対象】	【財源内訳】
障がい者	市受託金収入・利用料収入

③社協独自配食サービス事業

西海市からの受託事業と並行して、受託事業で対応できない在宅の要援護者等に社協独自の配食事業を行い、市民が安心して暮らせるように支援します。

- ◆バランスの取れた食事の提供
- ◆安否確認の徹底、声かけ、見守り機能の充実
- ◆満足度調査の実施

【対象】	【時期】	【財源内訳】
在宅の要援護者等	通年	利用料・社協会費・寄付金等・共同募金助成金

(8) 交流・ふれあい事業

①ふれあい食事サービスの実施（大瀬戸） 【1-(4)-③、3-(3)-①】

民生委員・児童委員やボランティア等と協力し、外出機会の少ないひとり暮らし高齢者等を対象に、会食型のふれあい食事サービス事業を実施します。

「ふれあい通信」発行して身近な情報を参加者等に発信し、つながりを継続していきます。

【開催地区】	【回数】	【財源内訳】
大瀬戸地区	年12回	共同募金助成金・利用者負担金

②居場所・交流・つながり事業の実施

【1-(4)-③、3-(3)-①、3-(3)-②】

住民主体による地域共生社会の実現に向け、各行政区での地域福祉連会を議論の場として、居場所や交流の場の創出、地域の困りごとに対する、支え合いや助け合い等、地域でのつながりの取組みへの支援を行います。また、その活動を広報や事例集として紹介し、市内全域に事業を拡大します。

【開催地区】	【時期】	【財源内訳】
市内全域	通年	共同募金助成金

③ふれあい給食事業の実施（平島）

【3-(3)-①】

民生委員・児童委員やボランティア等と協力し、交流の少ないひとり暮らし高齢者等を対象に、毎月1回配食型の給食事業を実施します。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
平島地区	年12回	共同募金助成金・利用者負担金

④高齢者の交流の場の提供

【1-(4)-③、3-(3)-①】

外出の機会が少ないひとり暮らしの高齢者の交流と親睦を深めることを目的に開催します。各開催地区で民生委員・児童委員やボランティア、学校等と検討し、協力をいただきながら、地域でのつながりを感じられる機会を作ります。

【開催地区】	【時期】	【財源内訳】
西彼地区	7月	共同募金助成金・利用者負担金
西海地区	9月	
大島地区	11月	
崎戸地区（本土）	12月	
崎戸江島地区	2月	
崎戸平島地区	2月	

⑤大島地区福祉ふれあいレクリエーション大会の実施 【3-(3)-①】

大島地区福祉団体等の会員の親睦と融和を図ることを目的に開催します。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
大島地区福祉団体等	7月	共同募金助成金・福祉団体等負担金収入

⑥視覚障がい者等との交流会の実施**【3-(3)-①】**

視覚障がい者の方々とボランティアのふれあいの場を設け、当事者ニーズを把握するとともに、互いの交流を図ります。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
視覚障がい者・ボランティア	3月	共同募金助成金

⑦【新規】各種パラスポーツ交流大会の開催**【3-(3)-②】**

参加者間の交流と障がい者への理解の増進を図り、障がいの有無・年齢を問わず、誰もが楽しめることを目的に開催します。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民	8月～11月	共同募金助成金

⑧崎戸福祉総合講座の開催**【3-(3)-①】**

ボランティア講師による下記の福祉総合講座を通して、住民のふれあいや生きがいづくりを推進します。

【講座名】囲碁、大正琴、手話、健康体操、民踊、カラオケ、書道、フラダンス

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民	通年	共同募金助成金

(9) 福祉施設との連携・強化**【2-(1)-②、2-(2)-②・③】****福祉施設連絡協議会との連携・強化**

市福祉施設連絡協議会の活動を支援するとともに構成会員の研修会等を通して職員の資質向上や連携を図ります。また、深刻化する福祉人材の不足への対応として社協と連携した人材確保の支援を行います。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市福祉施設連絡協議会	通年	共同募金助成金

(10) 当事者組織の支援・育成**【1-(1)-③、1-(4)-④】**

福祉ニーズをもつ当事者の組織化や既存団体の活動を支援します。また、福祉団体連絡協議会（老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会、療育を考える会、民生委員児童委員協議会連合会）と連携を図り、福祉団体の活性化に努めます。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市福祉団体連絡協議会	通年	社協会費

(11) 共同募金会と連携した共同募金・歳末たすけあい運動の推進等

①共同募金運動への協力

共同募金（赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金）に対する住民の理解を深めながら、戸別募金、法人募金、職域募金、学校募金、イベント募金等の活動に積極的に取り組みます。

◆ぎゅぎゅっと西海フェスへの協力

西海市が開催するぎゅぎゅっと西海フェスに参加し、共同募金のPRを行います。町おこしへの協力を行うとともに福祉団体、ボランティア団体等による出店を支援します。

【時期】	【財源内訳】
11月	共同募金助成金

②歳末たすけあい運動への協力

【4-(1)-①】

共同募金運動の一環である歳末たすけあい運動の募金を対象世帯へ義援物品を届けます。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
令和6年度配分委員会において配分対象を決定	12月	歳末たすけあい募金

(12) 24時間テレビチャリティー募金への協力

福祉をテーマとした24時間テレビチャリティー募金に以下の事業を通して協力します。

①大島ふれあいフェスティバルへの協力

大島地区の人々の交流の場である大島ふれあいフェスティバルに協力し、募金活動等を行います。

【対象】	【時期】
市民	8月

②花火大会（崎戸・大瀬戸）への協力

夏の風物詩である花火大会に協力し、募金活動等を行います。

【対象】	【時期】
市民	8月

③街頭募金活動の実施（西彼・西海）

24時間テレビの当日にボランティア協力校の協力を得て、街頭募金を実施します。

【対象】	【時期】
市民	8月

2. ボランティア・市民ふくし活動の推進

(1) ボランティアセンターの周知と活動促進

【1-(2)-③、3-(2)-③・④、3-(3)-①】

市民に対し、ボランティアセンターの役割や機能についての周知と、ボランティア活動の理解と活動への参加を促します。また、市内のボランティア活動が効果的に展開されるよう活動支援を充実させるとともに、ボランティア相互の連携を図りながら住民が主体となって地域の生活・福祉課題の解決が図られるような地域支援体制の整備と協働の輪を広げていきます。

① ボランティア活動への支援

【3-(2)-④】

ボランティア活動の支援拠点として、市民がボランティア活動に積極的に取り組めるようさまざまな支援を行います。あわせて、新規のボランティア活動団体やグループの発掘を目指します。

○ ボランティア団体・グループ活動助成金

西海市内で活躍するボランティア団体・グループにおいて、ボランティア活動を行う際に発生する消耗品や材料費などの経費を助成することで、団体・グループの経済的負担の軽減を図ります。

(上限：団体20,000円、グループ10,000円)

○ 研修会等助成金

ボランティア団体やグループが希望する研修会・勉強会の経費を助成します。

(上限20,000円)

○ その他の支援

- ・活動拠点の提供（本所および支所の会議室・研修室等の提供）
- ・オンライン研修会・会議等の支援（上記拠点でのパソコン・インターネット環境の提供）
- ・各種機材の貸出（物品貸与事業によるプロジェクター、スクリーン、草刈り機、ブロワーなどの貸出）

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民	通年	共同募金助成金

② 情報発信の強化

【3-(2)-①】

無料通話アプリ「LINE」公式アカウントとボランティアセンターホームページを活用し、市民にボランティア活動に興味・関心をもってもらい取り組みを進めます。あわせて、市内外から集まるボランティア関連情報の提供を行います。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民	通年	社協会費

③個人会員の登録

【3-(2)-①】

登録制度の趣旨を明確にして市民の理解を得るとともに、無料通話アプリ「LINE」公式アカウントを活用し、個人登録会員を増やします。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民	通年	社協会費

④ボランティア学習・活動の実施

【3-(2)-①】

市民にボランティアに興味・関心を持ってもらうため、センター主催のボランティア講座を行います。また、福祉教育の中にボランティア活動に関するプログラムを作成し実施します。

【名称】	【時期】	【内容】
ボランティア講座	8月	ボランティアについて学ぶ講座

【対象】	【財源内訳】
市民・ボランティア	共同募金助成金・社協会費

⑤活動保険加入の促進

ボランティア活動を安心して行うために、活動保険への加入を促進するとともに、ボランティアセンターに登録した団体、個人へボランティア活動保険掛金の一部を助成します。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民・ボランティア団体、福祉施設等	通年	社協会費・個人負担金・ボランティア活動保険市町村事務費負担金

⑥市民ふくし活動の研究（把握や活動支援）

ボランティア活動以外にも行政区や自治会、老人会、婦人会などの地縁型組織による地域貢献活動や企業による社会貢献活動、社会福祉法人による地域公益事業、学校を中心に行われる福祉教育活動など「地域をよくする活動」は多岐にわたります。これからのボランティアセンターは、地域の生活・福祉課題に対して地域の支え合う関係やつながりの再構築を基盤に、「多様な主体」が協働して地域の生活・福祉課題を解決していくことが求められています。その多様な主体として、これら「地域をよくする活動」を行うさまざまな組織や団体との連携・協働が図れるよう取り組みを進めていきます。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市内各種団体、企業、社会福祉法人、学校等	通年	共同募金助成金

⑦にこにこコールサービスの実施（大瀬戸地区） 【1-(4)-④】

安否確認を希望するひとり暮らし等の高齢者を対象に、ボランティアが電話で安否確認を行います。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
ひとり暮らし等の高齢者	通年	共同募金助成金

(2) 福祉教育の推進 【1-(2)-①、3-(1)-①・③・④、3-(2)-②】

子どもから高齢者まで全市民を対象とし、学校や地域でのボランティア体験や交流などの活動を通して「共に生きる力」を育み、自分の地域の身近な福祉課題に気づき、さまざまな人たちと力を合わせながら誰もが安心して楽しく豊かに暮らせるまちづくりを推進します。

①福祉教育の推進

各年代幅広く福祉に関する理解を深めるため、福祉体験活動、福祉教育のプログラムを各学校や団体等へ提示し、福祉出前講座、各種相談、地域の課題等への取り組み時に、助け合いの組織や共に支え合う活動づくりを通して、住民に理解を求めています。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民、学校、関係機関、団体、企業等	通年	共同募金助成金

②プログラム内容の充実

学校や関係機関と協働しそれぞれの強みを活かして、子どもたちの豊かな成長を促していく「学びの支援」を行います。福祉教育プログラムを実践し、評価を行いながら充実させていきます。

福祉出前講座の内容の充実に向けて市民向けアンケートを実施し、地域や職場などでも福祉教育の取り組みができるような体制づくりを進めています。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民、学校、関係機関、団体、企業等	通年	共同募金助成金

③ボランティア協力校助成事業の推進 【3-(2)-④】

市内の保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校をボランティア協力校に指定し、園児・児童・生徒の福祉の心を育む実践活動の支援を行います。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
ボランティア協力校（園）	通年	共同募金助成金

(3) 災害等に備えた取り組み

①関係機関との相互連絡体制づくり

【4-(1)-①】

西海市が策定している「西海市地域防災計画」や「避難行動要支援者個別避難計画」と整合性を図りながら、関係機関等との相互連絡体制を整備します。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民・関係機関・団体等・職員	通年	共同募金助成金

○西海市総合防災訓練への参加

【4-(1)-②】

西海市総合防災訓練に参加し災害ボランティアセンター設置訓練を行うことによって、平時から災害に備えた体制づくりに努めます。

○避難行動要支援者個別避難計画への協力

対象となる方が、個別避難計画に基づき迅速に避難できるよう、地域住民や関係機関が協力し支援できる体制づくりを進めていきます。

②災害時相互応援協定【県社協】

長崎県内において災害が発生し、被災した市町の社会福祉協議会独自では十分な災害救援活動が困難な場合、長崎県社会福祉協議会及び県下市町社会福祉協議会が相互に協力、応援を行うための協定を締結しており、人的・物的支援がスムーズに行える体制を整備します。

3. 相談支援

地域住民のあらゆる生活課題を受け止め、住み慣れた地域での生活が続けられるように、相談の受付や必要に応じた支援、専門機関への橋渡しを行います。また、西海市との情報共有や連絡調整、調査などの事業等を地域の実情に応じて実施します。

(1) 総合相談事業の強化

【1-(4)-③・④、1-(5)-①、2-(1)-②】

市民が地域で安心して暮らせるように、日常生活の困りごとや福祉サービスの利用等に関する相談に応じます。支援にあたっては、市内の保健・医療・福祉機関や専門機関と連携し、市民に寄り添いながら解決に向けた援助を行います。

また、相談先の窓口一覧を社協ウェブサイトに掲載するとともに、集いの場に出向いたり、地域福祉連絡会において、気軽に相談できる機会を増やします。

相談システムを活用し、相談記録をデータ化することで過去の相談内容を確認するなどそれぞれの相談に寄り添いながら対応していきます。職員同士でのケース検討会を実施し、職員の相談機能の強化・資質の向上に努めます。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民	通年	共同募金助成金等

【相談内容】	【相談日時】
無料法律相談	年12回（13:00～17:00）
生活困窮に関する相談	平日8:30～17:30
福祉貸付資金に関する相談（市・県）	
権利擁護に関する相談	
ひきこもりに関する相談	
ボランティアに関する相談	
介護に関する相談	
子育てに関する相談	
障がいに関する相談	
その他福祉全般の相談	

（2）西海市生活支援体制整備事業にかかる

第2層生活支援コーディネーター業務<市受託事業>

地域における高齢者支援の担い手やサービスの開発を行い、高齢者の社会参加及び生活支援・介護予防の充実を推進し、支援ニーズとサービスのコーディネートを行い、関係機関と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を推進します。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民	通年	市受託金収入

（3）西海市高齢者福祉サービス事業調査<市受託事業>

西海市高齢者福祉サービス事業（外出支援サービス、介護タクシー等料金助成事業、緊急通報体制整備事業、高齢者生活支援ハウス、黒口ふれあいの館）の利用申請実態調査（市内・市外入院中病院等）を実施します。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民	通年	市受託金収入

（4）介護機器相談・貸与事業

在宅で介護を行っている世帯の相談に応じ、他の制度を利用できない方へ介護機器（ベッドや車いす等）の貸し出しを行います。

安全な機器で安心して利用していただけるよう、検討していきます。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民	通年	社協会費・利用料収入

(5) 生活困窮者自立相談支援事業<市受託事業> 【1-(4)-④、1-(5)-①・②】

生活困窮者の様々な困りごとの相談を受け付け、課題分析に基づいてプランを作成し、各種制度やサービス、関係機関等につなぐなどし、支援していきます。また、地域課題を把握し、社会資源の開発や様々な事業所などの地域資源を有効に活用した地域づくりの推進に努めます。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
生活困窮者等	通年	市受託金収入

(6) 生活困窮者家計改善支援事業<市受託事業> 【1-(4)-④、1-(5)-①・②】

生活困窮者の家計に関する相談を受け付け、家計計画表を作成するなどし、家計改善に向けて支援を行います。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
生活困窮者等	通年	市受託金収入

(7) 【新規】「フリースペースさいかい」の実施 【1-(4)-④、1-(5)-①・②】

ひきこもりやコミュニケーションに不安がある等、社会的なつながりが持てず、すぐに就職活動を行うことが困難な方に対し、交流や作業等を通して緩やかな就労準備支援の場を提供し、自立支援を行います。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
就職活動や社会参加が困難な方	通年	共同募金助成金

(8) 緊急食料品支援事業の実施 【1-(4)-④、1-(5)-①・②】

食材の確保が困難な生活困窮者に対して、早急な援助が必要と認められる場合に限り、短期間必要な食材を提供し、自立支援を行います。

市民への募集や企業との連携により食材確保に努め、必要に応じて適切な食材を提供します。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
生活困窮者など食料の確保が困難な方	通年	共同募金助成金

(9) 生計困難者レスキュー事業基金への協力、基金への拠出金の拠出と協力 【1-(4)-④】

長崎県社会福祉法人経営者協議会が行う生計困難者レスキュー事業に協力し、基金へ拠出金を拠出します。

(10) 生活福祉資金等貸付事業<県社協受託事業>

低所得者、高齢者、身体障がい者、失業者等の世帯で貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対して、必要な援助指導を行い、経済的自立と社会参加の促進を図るための貸付事業を実施します。

(11) 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事業

緊急小口資金等の特例貸付（新型コロナウイルス感染症対策）について、償還免除の承認を受けた方、償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対して、自立支援機関との連携によりアウトリーチによるフォローアップ支援を行います。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
低所得世帯等	通年	県社協受託金収入

(12) 市福祉資金貸付事業 【1-(4)-④、1-(5)-①・②】

低所得者世帯等に対し、緊急又は一時的に必要とする資金の貸付けを行い、生活の自立を図ります。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
低所得世帯等	通年	償還金収入・受取利息収入

4. 権利擁護

認知症を抱える高齢者や知的・精神的な障がいを抱える方など、判断能力が十分でない方の権利を守り、その人らしく尊厳を保ちながら生活できるよう支援します。

(1) 日常生活自立支援事業の推進<県社協受託事業> 【1-(4)-①】

判断能力が不十分で権利侵害を受けやすい認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等に対して、福祉サービスの利用援助をはじめ、日常の金銭管理、書類等の保管などを生活支援員と連携して支援します。また、生活支援員連絡会議を開催し、情報交換及び生活支援員の資質向上に努めます。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
判断能力が不十分の方	通年	県社協受託金収入・利用料他

(2) 成年後見制度への取り組み 【1-(4)-①】

市民に対して、成年後見制度の広報や啓発を行います。より制度について理解を深めるため、研修会を開催します。現在、西海市が中核機関の設置を検討しており西海市と協働して中核機関のあり方について協議します。併せて法人後見事業について研究していきます。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民	通年	社協会費

5. 生活支援

(1) 子育て環境の整備

①ファミリー・サポート・センターさいかいの運営<市受託事業>

活動拠点を大島児童館へ置き、サブセンターを本所及び各支所に置いて、相談しやすい環境を整えます。住民同士の支え合いで、子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）の活動を支援し、推進します。

【対象】乳幼児～小学6年生

【交流会・相談会の実施時期】

会員交流会	7月
クリスマス会	12月
相談会	年間各地区6回

②放課後児童健全育成事業（学童保育）の実施 【定員40人】

大崎小学校区において共働き世帯やひとり親世帯等を対象として、放課後の保育に欠ける児童を預かり、健全な遊びや発育の支援を行います。

【区分】	【時期】	【財源内訳】
常設学童保育	通年	市補助金・利用料収入・参加費収入

③地域子育て支援拠点事業の実施

地域の子育て支援機能の充実と、子どもの健やかな成長を促進することを目的に、大島児童館において地域の子育て中の親と子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を開設します。また、関係機関と連携を図りながら事業を推進します。

ア) 交流の場の提供と交流の促進

イ) 子育て等に関する相談・援助の実施

ウ) 地域の子育て関係情報の提供

エ) 子育て支援に関する講習等の実施

【対象】	【時期】	【財源内訳】
子育て世帯等	通年	市補助金・参加費収入

④チャイルドシート等貸与事業の推進

子育てがしやすい生活環境を整えるため、里帰りや緊急の場合に対応します。また、チャイルドシート等の貸与品を整備するため、寄付を募集します。

【貸与品】チャイルドシート、ベビーシート、ジュニアシート、ベビーカー

【対象】	【時期】	【財源内訳】
子育て世帯等	通年	社協会費

(2) 生活支援サービスの充実促進

高齢や障がいなどの理由により、在宅生活を維持することが困難な人に対し、社協独自で以下の生活支援サービスを実施します。

- ①医療機関や福祉施設などからの外泊時の介助や介護
- ②通院介助、院内介助、入退院時及び転院時の介助
- ③入院中の洗濯や買い物、市役所などの手続き代行
- ④日常生活維持に必要な買い物や介護
- ⑤1時間程度の家屋内の掃除及び庭掃除

【対象】	【時期】	【財源内訳】
他制度を利用できない方	通年	利用料収入

(3) 西海市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスA）＜市受託事業＞

介護保険で通所系サービスを受けていない要支援者や事業対象者（基本チェックリスト該当者）が、閉じこもり予防や生きがいを持って地域で自立した生活を続け、心身の機能の向上に効果的な取り組みができるように支援します。

【対象】	【財源内訳】
要支援者・事業対象者	市受託金収入・利用料収入

(4) 西海市介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスA）＜市受託事業＞

介護保険サービスを受けていない要支援者や事業対象者が要介護状態にならないよう予防することを目的に、支援計画に基づき日常的な家事（買い物、掃除、ゴミだし、炊事、洗濯、布団干し）等の援助を行い、利用者の自立を促します。

【対象】	【財源内訳】
要支援者・事業対象者	市受託金収入・利用料収入

(5) 西海市外出支援サービス事業＜市受託事業＞

一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等に対し、移動用車両を利用した移送サービスを行うことにより、住み慣れた地域での生活を支援します。

【対象】	【財源内訳】
市内全域	市受託金収入

(6) 離島地区医療機関送迎サービス事業の実施（崎戸町江島地区） 【1-(3)-②】

江島地区における移動が困難な方の通院を支援します。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
江島地区	通年	社協会費

(7) 江島・平島地区住民向け自動車貸出事業の実施

【1-(3)-②】

江島・平島住民の本土での交通の利便性を高めるため、貸出時間（日中）を限定して無料で軽自動車を貸出します。

【対象】	【時期】	【財源内訳】
江島・平島地区	通年	共同募金助成金

III 横瀬保育所の経営

子どもにとってより良い保育環境を確保する為に、保育所、家庭、地域が一体となり相互の連携を強化し、質の高い保育を提供します。

◆毎月の行事・身体測定、災害安全訓練、誕生会、食育、健康集会、交通安全教室（年6回）

月	内 容
4月	入所式、歯科健診
5月	親子遠足、内科健診、個人面談
6月	親子ふれあい参観
7月	夏祭り
8月	保育参観
10月	運動会、秋の遠足
11月	せんだん祭り、七五三、内科健診
12月	マラソン大会、クリスマス会、もちつき大会
2月	お遊戯会
3月	ひな祭り、お別れ遠足、卒園式、修了式

◆地域団体・施設・住民との年間交流行事

月	内 容
4月	横瀬東西郷敬老会に参加
5月	西海北小学校運動会に参加
8月	あっぱよし夏祭りに参加
9月	横瀬東西郷民体育祭に参加
9月	横瀬東郷薬師様奉納相撲に参加
10月	横瀬西郷奉納相撲に参加
10月	北小まつりに参加
10月	「グループホームよこせ」の芋ほりに参加
11月	西海北小1年生との交流会
2月	「グループホームよこせ」を訪問しての交流
3月	面高地区敬老会に参加

【定員】	【開所日】	【財源内訳】
50人	月曜日～土曜日	委託費収入・利用料収入等

IV 介護系事業の展開

厳しい経営状況を改善し、市民に将来に渡って介護・障がい者福祉サービスの提供できるよう経営基盤の強化を図ります。そのために、令和5年度に策定した「3カ年経営改善計画」に基づき、ICTを活用した業務の効率化や働きやすい職場環境の整備、利用者の自立支援に向けた取組の強化を目指すとともに、感染症や自然災害発生時などの非常時の対応力の強化を図ります。

1. 介護保険法に基づく事業の実施

介護や支援が必要な利用者に対して適切な介護サービス事業の運営及びサービス提供を行うとともに、全事業所において「できることは自分で行う」「本人のできることを増やす」ことを目指す、自立支援型介護の提供に取り組みます。

サービス提供の際は法令を遵守し、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場を最優先するとともに、利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減を図ります。

また、昨年度策定した感染症や自然災害等に対応するためのBCP（事業継続計画）が非常時に機能するよう、職員向けの勉強会の実施や定期的な見直しを行います。

あわせて、業務効率化に有効な新しい介護ソフトの導入や事業所運営・人員配置の見直し、収益アップに向けた加算項目算定について検討し実施します。

(1) 居宅介護支援事業（予防居宅介護支援事業）

介護保険制度による要支援者・要介護者からの依頼を受け、心身の状況、環境本人・家族の希望等を考慮するとともに、医療・保健・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるように調整し、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を行います。

【事業所名】	【令和6年度目標計画作成件数】
西海市社協ケアプランセンター	ケアマネ1人当たり35件

(2) 訪問介護事業（予防介護事業・日常生活支援総合事業訪問介護事業）

要支援者・要介護者宅に訪問介護員を派遣し、調理や掃除、衣類の洗濯などの生活援助や、入浴や排泄、移動介助などの身体介護を行います。また、事業所統合後さらなる経営改善に向けて、ICTなどを活用した記録等の事務作業や移動時間の効率化、収益構造の見直しを行います。

【事業所名】	令和5年度 月平均訪問件数 (4月～12月末)	令和6年度 月平均訪問件数 (目標値)
西海市社協ヘルパーセンター	1,392件	1,450件

(3) 通所介護事業（予防介護事業・日常生活支援総合事業通所介護事業）

デイサービスセンターでは、健康チェック、昼食、入浴、レクリエーション等の活動を提供することで、日常生活能力と社会性の維持向上を図るとともに、家族の介護負担を軽減することで在宅生活が継続できるよう支援します。あわせて、市民から選ばれる「社協のデイサービスセンター」になるために、各事業所の特色やアピールポイントを打ち出し、利用者数増を目指します。

また、西海市高齢者コミュニティセンターくろくち荘改修工事に伴い大島町に一時移転していたさいかいデイサービスセンターは、令和6年5月より、くろくち荘でのサービス提供を再開します。それにあわせて、社協における新しい形のデイサービス運営について検討・実施するモデル事業所として展開していきます。

【事業所名】	令和5年度 1日の平均利用者数 (4月～12月末)	令和6年度 1日の平均利用者数 (目標値)
西海市社協せいひデイサービスセンター	13.8人	15.0人
西海市社協さいかいデイサービスセンター	16.2人	18.0人
西海市社協おおさきデイサービスセンター	13.9人	17.0人
西海市社協おおせとデイサービスセンター	11.6人	15.0人

【事業所名】	令和5年度 1月の平均利用者数 (4月～12月末)	令和6年度 1月の平均利用者数 (目標値)
西海市社協えのしまデイサービスセンター	4.3人	5.0人
西海市社協ひらしまデイサービスセンター	29.6人	30.0人

2. 障害者総合支援法に基づく事業の実施

障がい者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事などの介護、移動支援、その他生活全般にわたる援助を行います。

(1) 居宅介護事業（ホームヘルプ）【障害者総合支援法】

訪問介護員を住居等に派遣し、入浴、排泄または食事介護などを行います。

(2) 重度訪問介護事業【障害者総合支援法】

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を必要とする障がい者の住居等に訪問介護員を派遣し、入浴、排泄または食事の介護や外出時における移動中の介護を総合的に提供します。

(3) 同行援護事業【障害者総合支援法】

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が、移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援や援助を行います。

V 指定管理事業の健全な経営・推進

住民福祉サービスの向上と経営の効率化に留意し、施設利用者との協力関係の構築を図り適切な経営に努めます。しかしながら、予測できなかった物価高騰や光熱費等の高騰による経費が増大している部分について西海市と協議を重ねます。

(1) 西海市西彼保健福祉センター（遊湯館）

保健福祉活動の拠点として各種の保健福祉サービスを行うとともに、市民の健康保持増進の総合的推進を図ります。

今年度で指定期間が終了するため、次期指定の検討及び判断をします。

【開館日】	【財源内訳】
元旦・日曜日を除く毎日	市指定管理料収入・利用料収入

【指定管理期間】 令和2年4月1日～令和7年3月31日

(2) 西海市立大島児童館

児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、また情操を豊かにするとともに子育て世帯を支援し、健全育成に努めます。

【開館日】	【財源内訳】
月曜日～土曜日	市指定管理料収入・参加費収入

【指定管理期間】 令和3年4月1日～令和8年3月31日

(3) 西海市黒口ふれあいの館

60歳以上の高齢者で共同生活ができる方を対象に、日常生活を健康で安心して送れるように支援します。

【定員】	【財源内訳】
6人	市指定管理料収入・利用料収入

【指定管理期間】 令和3年4月1日～令和8年3月31日

(4) 西海市中浦すこやかセンター

西彼、西海及び大瀬戸地区の配食事業の拠点として利用します。

【開館日】	【財源内訳】
毎日	委託料・利用料・社協会費

【指定管理期間】 令和3年4月1日～令和8年3月31日

(5) 西海市大島配食サービスセンター

大島、崎戸及び西海地区の配食事業の拠点として利用します。

【開館日】	【財源内訳】
毎日	委託料・利用料・社協会費

【指定管理期間】 令和3年4月1日～令和8年3月31日

(6) 西海市江島デイサービスセンター

介護保険事業の通所介護及び訪問介護並びに西海市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスA）、配食事業の拠点として利用します。

【定員】	【開館日】	【財源内訳】
8人	月曜日～金曜日	市指定管理料収入・介護報酬・利用料収入

【指定管理期間】 令和3年4月1日～令和8年3月31日

(7) 西海市平島デイサービスセンター

介護保険事業の通所介護及び訪問介護並びに西海市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスA）、配食事業の拠点として利用します。

【定員】	【開館日】	【財源内訳】
8人	月曜日～金曜日	市指定管理料収入・介護報酬・利用料収入

【指定管理期間】 令和3年4月1日～令和8年3月31日

(8) 西海市大瀬戸デイサービスセンター

介護保険事業の通所介護の拠点として利用します。

【定員】	【開館日】	【財源内訳】
33人	月曜日～土曜日	介護報酬・利用料収入

【指定管理期間】 令和3年4月1日～令和8年3月31日

(9) 西海市大瀬戸社会福祉センター

鉱泉の入浴設備とゲートボール設備等を活用して、市民の福祉の増進、健康保持、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を総合的に提供します。

【開館日】	【財源内訳】
火曜日～日曜日	市指定管理料収入・利用料収入

【指定管理期間】 令和3年4月1日～令和8年3月31日

(10) 西海市西海高齢者生活支援ハウス及び

西海市高齢者コミュニティセンター「くろくち荘」

ひとり暮らしの高齢者等に対し、介護支援機能、居住機能及び交流機能等を総合的に提供する高齢者生活支援ハウスを運営することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。西海市高齢者コミュニティセンターについては、介護保険事業の通所介護及び訪問介護事業の拠点として利用します。

施設名	【定員】	【財源内訳】
西海市西海高齢者生活支援ハウス	6人	市指定管理料収入・利用料収入

【指定管理期間】 令和3年4月1日～令和8年3月31日

(11) 西海市崎戸高齢者生活支援ハウス

ひとり暮らしの高齢者等に対し、介護支援機能、居住機能及び交流機能等を総合的に提供する高齢者生活支援ハウスを運営することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。

【定員】	【財源内訳】
10人	市指定管理料収入・利用料収入

【指定管理期間】 令和3年4月1日～令和8年3月31日

VII 収益事業の安定的経営

市民への利便供与及び社協が行う地域福祉事業への収益の充当を目的としてレンタカー事業を行い、効率性と収益率を高めるように努めます。

- (1) レンタカー事業のPR活動（広報誌・ウェブサイト）
- (2) 車両（25人乗りマイクロバス・10人乗りワゴン車・車椅子対応軽自動車）整備の徹底

【対象】	【時期】	【財源内訳】
市民、福祉団体	通年	利用料他

SDGsの取り組み

西海市社協では、令和4年度に「長崎県SDGs登録制度」に事業者として登録しました。「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」というSDGsの理念を念頭に、「地域共生社会」の実現に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していきます。

《西海市社会福祉協議会で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。》



1 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



11 住み続けられるまちづくりを
都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



16 平和と公正をすべての人に
公正、平和かつ包摂的な社会を推進する



4 質の高い教育をみんなに
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



17 パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する



10 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の不平等を是正する

SDGsの理念

SDGs（エス ディー ジーズ）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、令和12年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。

